

平成 18 年 1 月 11 日

作業員の負傷について

平成 18 年 1 月 10 日午前 10 時 10 分頃、定期検査中の 6 号機タービン建屋 1 階大物搬入口において、足場材の搬入作業を実施していた協力企業作業員が、足場材を左口唇にぶつけ負傷しました。このため、業務車にて病院へ搬送しました。

診察の結果、「左上第 3 歯亜脱臼、歯冠破折、上下口唇裂傷」で全治約 1 ヶ月（4 回程度の通院）と診断されました。

確認の結果、当該作業員は他の共同作業員 2 名とトラック荷台において足場材の積み下ろし作業を実施していましたが、共同作業員が足場材を手を持ち移動しようとした際、誤って足場材を当該作業員の左口唇へぶつけたため負傷したことがわかりました。

今後、協力企業に対して本事例を周知し、注意喚起いたします。

なお、放射性物質による汚染はありません。

以 上

これは「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における区分Ⅲの事象として、前日に発生した不適合事象を公表しているものです。